

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野元裕

川 口 市	調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	地 調査を行った 区	年 認 月 日 証
令 和 五 年 度			図 十九 枚 街区 境界 調査	青木一地区（青 木二丁目）	令和六年七月 二十三日
簿 一 冊					